

【表紙】

【提出書類】 公開買付報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年4月20日

【報告者の氏名又は名称】 株式会社日立物流

【報告者の住所又は所在地】 東京都江東区東陽七丁目2番18号

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区東陽七丁目2番18号

【電話番号】 東京 03(5634)0333 <代表>

【事務連絡者氏名】 人事総務本部 総務部長 田辺 太志

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社日立物流
(東京都江東区東陽七丁目2番18号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社日立物流をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社バンテックをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社バンテック

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

平成16年6月25日の旧株式会社バンテック(その後、株式会社バンテック・グループ・ホールディングスとの吸収合併により消滅。以下「旧バンテック」といいます。)の株主総会にて決議され、平成17年3月25日に旧バンテックとの株式交換により株式会社バンテックホールディングスが権利義務を承継し、さらに、平成18年3月1日に株式会社バンテックホールディングスの株式移転により対象者が権利義務を承継した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)

(3)【公開買付期間】

平成23年3月10日(木曜日)から平成23年4月19日(火曜日)まで(28営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(123,991株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(209,550株)が買付予定数の下限(123,991株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により追加・訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年4月20日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	209,550(株)	209,550(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	209,550	209,550
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	209,550
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(g)	232,301
買付け等後における株券等所有割合 ($(a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) \times 100$) (%)	89.88

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者第6期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の総株主の議決権の数です。

ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(247,268株)から、同四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者が保有する自己株式(14,837株)を控除した株式数に、本新株予約権の行使により、公開買付け期間の末日までに発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成23年1月1日以降本書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数である713株を加算した株式数(233,144株)に係る議決権の数である233,144個を、分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。